

令和2年4月20日

関係者各位 (FAX: \_\_\_\_\_)

## 民事再生手続開始申立のお知らせとお願い

東京山喜株式会社

代表取締役 中村 健一

申立代理人弁護士 縣 俊介

同 弁護士 伊達 雄介

同 弁護士 松尾 幸太郎

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京山喜株式会社（以下「弊社」といいます）は、令和2年4月20日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立を致しました。

これまで、永い間弊社に対してご支援、ご協力をいただきましたお取引先様、債権者様に、多大なご迷惑をお掛けしますことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

弊社は、1961年の設立以来、債権者、お取引先、お客様各位のご支援のもと、和装事業そしてリサイクルきもの「たんす屋」事業を行って参りましたが、近時の出店計画の失敗や売上の低迷に伴い、事業再建を図るべく、昨年9月に東京都中小企業再生支援協議会における支援決定を得て、金融機関各位のご協力のもと再建を目指しておりました。

この再建手続の最中である昨年10月には、消費税の増税実施と台風15号・19号による店舗休業等によって更なる売上減に見舞われたものの、弊社お取引先各位の多大なるご協力を得て、また、本年には株式会社三井住友銀行様による事業再生支援に基づく新規融資を得て営業を継続することができ、本日まで事業再建を目指してスポンサー選定等の作業を行って参りました。

しかしながら、ご承知のとおり、本年1月下旬以降、中国における新型コロナウイルスの発生に伴い、インバウンド需要の急速な冷え込みが生じ、更には我が国における全国的な営業の自粛に伴い売上が減少する中、4月7日には緊急事態宣言が発令され、本日現在、弊社のほとんどの店舗が休業するに至り、ついには本年4月の売上が例年の10分の1以下に落ち込む事態に陥りました。

弊社としては、事業を存続すべく、一部従業員について休業申請を行い、新型コロナウイルス関連融資の申込み等を行ったものの、残念ながらいずれについても融資を得ることができま

せんでした。また、新型コロナウイルスによる営業自粛がいつまでの期間となるか見込めず、現時点において営業再開の目途は立っていないことから、昨年2019年5月期において年商約39億円、月商約3億円以上であった売上が、ほぼゼロとなる見込みとなっています。

このようななか、最後までお取引先様、債権者様へのご迷惑を最小限にすべく私的整理による事業再建を目指した努力を尽くしましたが、ついに資金繰りに窮し、今般、債権者の皆様へのお支払いを行うことができなくなりました。大変に申し訳ございません。

弊社においては、上述のとおり新型コロナウイルスによる営業自粛が求められるなか、営業を再開できる時期の目途は立っておらず、大変遺憾ながら殆どの従業員を解雇せざるをえませんが、弊社事業に関心を有するスポンサー候補者様がおりますことから、今般、民事再生手続において、スポンサー候補者様からの支援のなかで、また、関係者各位のご協力を得て弊社事業の再建を図ることができるか模索するため、本申立を行うこととした次第であります。

今後は裁判所及び裁判所から選任された監督委員のご指導及び関係者各位からのご支援やご協力を賜り、弊社の再建のために全力で邁進する所存です。

本来ならば社長が直接お伺いしてご説明申し上げるべきところ、取り急ぎ書中にてお知らせ申し上げます。

本件に関するお問い合わせに関しましては、本書末尾に記載する弊社再生対策室が窓口となりますので、こちらにご連絡下さいますようお願い申し上げます。

なお、弊社が今般の事態を迎えるに至りました経緯、民事再生手続の概要及び今後の見通し等について、本来であれば、債権者説明会を開催の上、ご説明を行うところでございますが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、大人数を集めての説明会の実施が不適切であることから、弊社におきましては債権者説明会を実施せず、これに代えて、別途、近日中にご説明資料を送付させていただく予定でございます。

以上お詫び旁々お知らせ申し上げます。

謹白

【問い合わせ先】

東京山喜株式会社 再生対策室

電話 070-3811-3774・070-3811-3775

FAX 03-5676-5293

Email [cssupport@tokyoyamaki.co.jp](mailto:cssupport@tokyoyamaki.co.jp)

受付時間：平日 午前10時～午後4時30分まで

決 定

東京都中央区日本橋人形町三丁目5番9号

再生債務者 東京山喜株式会社

代表者代表取締役 中村 健一

主 文

- 1 東京山喜株式会社について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。  
東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル9階  
高井総合法律事務所  
弁護士 高井 章光
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
  - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分(常務に属する取引に関する場合を除く。)
  - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分(再生債務者による取立てを除く。)
  - (3) 財産の譲受け(商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。)
  - (4) 貸付け
  - (5) 金銭の借入れ(手形割引を含む。)及び保証
  - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
  - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
  - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、令和2年4月20日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

令和2年4月20日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 蛭 川 明 彦

裁判官 宮 下 尚 行

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 國 吉



決 定

東京都中央区日本橋人形町三丁目5番9号  
再生債務者 東京山喜株式会社  
代表者代表取締役 中村 健一

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

令和2年4月19日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務

3万円以下の債務

令和2年4月20日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 蛭 川 明 彦

裁判官 宮 下 尚 行

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 國 吉

